

1. この目論見書により行なう「ダイワ・バリュー株・オープン(愛称：そこから底力)」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成15年6月3日に関東財務局長に提出しており、平成15年6月4日にその届出の効力が生じております。また、委託会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を平成15年12月2日に関東財務局長に提出しております。

2. 当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

目論見書の概要

ダイワ・バリュー株・オープン（愛称：^{そこから}底力）

本概要は、目論見書本文の証券情報およびファンド情報を要約したもので、目論見書の一部です。詳細につきましては、目論見書本文をご覧くださいませようお願い申し上げます。

主な項目	要約	参照
目的および基本的性格	追加型株式投資信託 / 国内株式型(一般型) 信託財産の成長をめざして運用を行いません。	
当ファンドの主要投資対象	ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの受益証券	P. 3
マザーファンドの主要投資対象	わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式	P. 4
ベンチマーク	TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、ベンチマークとの連動をめざすものではありません。	P. 3
主な投資制限	マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は、行ないません。	
価額変動リスク	当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。	P. 6
お買付価額 (1万口当り)	お買付申込受付日の基準価額	P.10
お買付単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 (注)くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。	P.10

主な項目	要 約	参 照
お 買 付 時 の 申 込 手 数 料	販売会社が別に定めるものとしします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、3.15%(税抜 3.0%)です。 (注1) くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。 (注2) 申込手数料には、消費税等が課されます。 (注3) 「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。	P.10
お 申 込 み の 受 付 時 間	委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお買付けおよびご換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。	P.10 P.12
決 算 日	毎年3月9日および9月9日(休業日の場合翌営業日)	P.11
収 益 分 配	毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 (注1) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 (注2) お取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。	P.11
ご 換 金 代 金 の お 支 払 い	ご換金申込受付日から起算して4営業日目以降	P.14
信 託 期 間	無期限	P.14
信 託 報 酬 率	信託財産の純資産総額に対して年率1.596%(税抜 1.52%)	P.16

投資家のみなさまにおかれましては、目論見書をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくご願ひ申し上げます。

ファンドの運用は...

1. 主としてダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券に投資します。
2. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。
3. 株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
5. TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、前記運用方針に基づき運用するため、ベンチマークとの連動をめざすものではありません。

ベンチマークについて

ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。日本株全体のベンチマークとしては、市場全体の動きや構造を反映し普遍的に使用しうるものであるのが望ましいとされており、TOPIXが一般的に使用されています。

ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、運用報告書でお知らせします。

なお、将来、ベンチマークとしてTOPIXに替わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると当社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。

TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

特 色

マザーファンドの投資態度は...

1. わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式の中から、取得時にPER、PBRなどの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄のうち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。

ただし、取得した後にこの条件を満たさなくなった銘柄であっても保有を継続することがあります。

PER(株価収益率)=株価÷1株当たり利益

株価がその株式会社の1株当たり利益の何倍になっているかを示す指標

PBR(株価純資産倍率)=株価÷1株当たり純資産

株価がその株式会社の1株当たり純資産の何倍になっているかを示す指標

2. 銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。

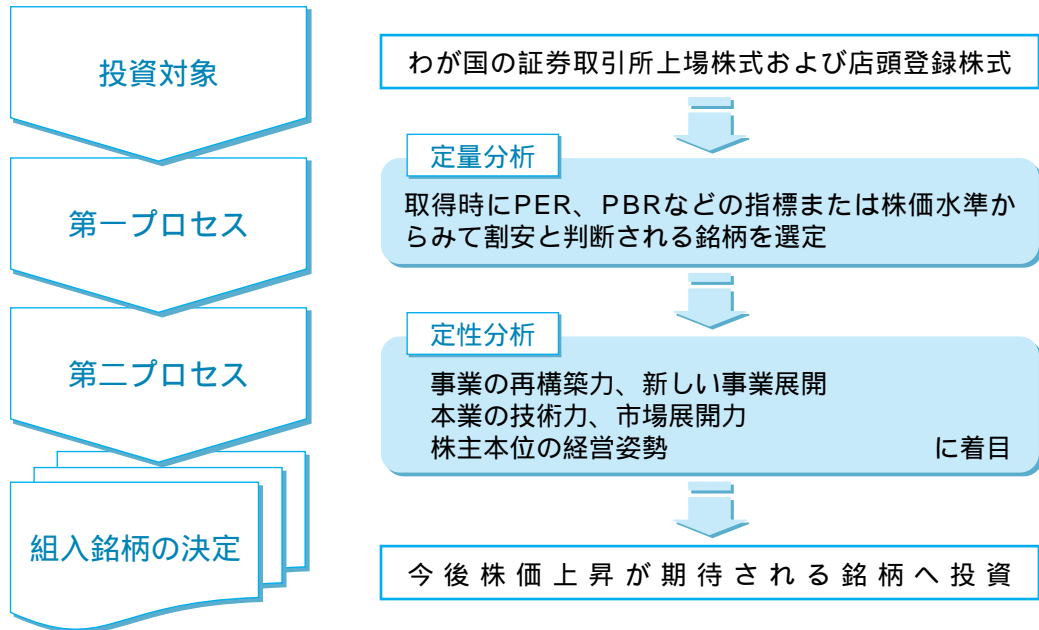
イ．事業の再構築力、新しい事業展開

ロ．本業の技術力、市場展開力

ハ．株主本位の経営姿勢

3. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

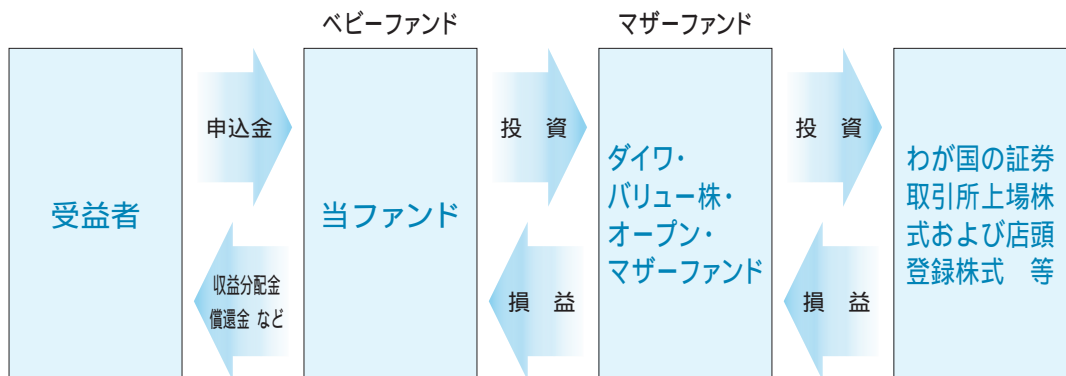
《マザーファンドの銘柄選定プロセス》



マザーファンド方式について

当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行いません。

マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンド(ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド)の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。



(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

特 色

価額変動リスクなどは...

価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

店頭登録株式は、一般に発行企業が新興企業であり、取引される株式数が少ない場合が多く、相対的に大きな価格変動を示す傾向があります。このため、店頭登録株式を組入れた場合には、基準価額の変動性が高まる場合があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

換金性が制限される場合

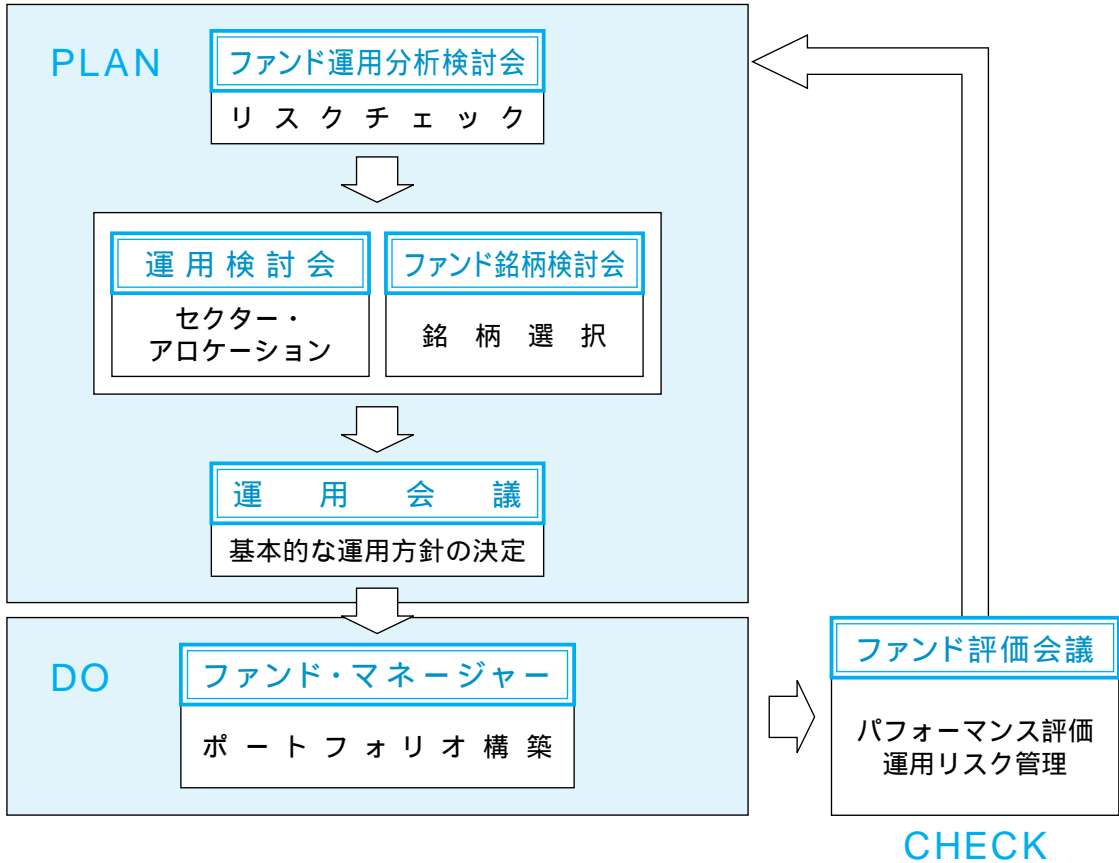
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

特 色

運用プロセスは...

《運用プロセスについて》



PLAN

ファンド運用分析検討会では、運用部内でのファンドのリスクチェックを行なっています。その結果に基づき、運用検討会でセクター・アロケーション、ファンド銘柄検討会で組入銘柄について検討します。運用会議で基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンド・マネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

DO

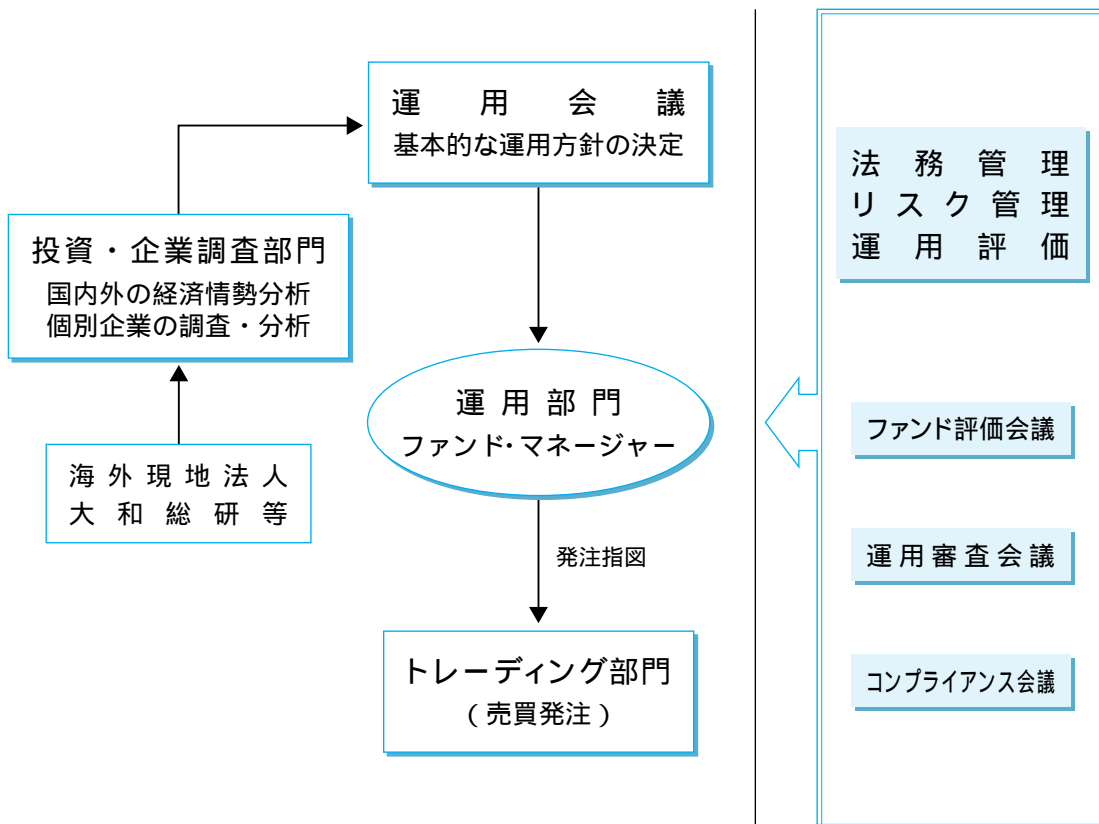
ファンド・マネージャーは承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

CHECK

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

運用体制は...

《運用体制の概要》



投資・企業調査部門は、内外経済情勢や個別企業を調査・分析します。また、海外現地法人などから海外の金融市場の調査・分析等を収集します。

ファンド・マネージャーは、内外の経済調査情報や運用会議での基本的な運用方針の決定をもとに、ファンドの運用方針を策定し、運用部長の承認を得ます。また、トレーディング部門に発注を指図します。

運用実績に関する審査・評価、運用行為にかかる法令遵守状況を監督・審議。発行体の信用リスク、派生商品ポジションおよび評価損益の把握等、各種リスク管理。

ご投資の手引き

お買付けは...

お買付時期

原則としていつでもお買付けをお申込みいただけます。

なお、委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

お買付単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

(注)くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

お買付価額

お買付価額(1万口当り)は、お買付申込受付日の基準価額です。

申込手数料

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、3.15%(税抜3.0%)です。

(注1)くわしくは、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

(注2)申込手数料には、消費税等が課されます。

(注3)「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の情報提供窓口

お電話によるお問合わせ先

電話番号 03-5643-5265(営業日の9:00~17:00)

委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

収益分配金は...

分配時期

毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注) 収益分配方針については、目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「2 投資方針」をご参照下さい。

決算日は、毎年3月9日および9月9日(休業日の場合翌営業日)です。

当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

お取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

支払方法

「分配金再投資コース」をご利用の場合

収益分配金は、税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「分配金支払いコース」をご利用の場合

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします(税金が差引かれます。)

収益分配金に対する税金は...

個人の受益者の場合

普通分配金について、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。

上記に記載の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成20年4月1日から、20%(所得税15%および地方税5%)となります。

ご投資の手引き

法人の受益者の場合

普通分配金について、平成20年3月31日までは7%(所得税7%)、平成20年4月1日から15%(所得税15%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分で、税金はかかりません。)

の区分があります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注1) 個別元本についてくわしくは、本概要の「個別元本の概要」および目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「4 手数料等および税金」ならびに「6 管理および運営」をご参照下さい。

(注2) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

ご換金は...

ご換金時期

原則としていつでもご換金をお申込みいただけます。

なお、委託会社の各営業日の午後3時(年末年始など半休日においては午前11時)までに受付けたお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ご換金単位

1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位とします。

信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の「解約請求」には制限があります。

ご換金方法

「解約請求」または「買取請求」によりご換金をお申込みいただけます。

お手取額

1万口当りのお手取額は、次のとおりです。

[個人の受益者の場合]

「解約請求」の場合

解約請求受付日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の20%)。なお、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは10%)を差引いた金額となります。

(注)平成16年1月1日から、申告不要制度が適用され、確定申告の必要はありませんが、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。なお、解約差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

「買取請求」の場合

平成15年12月31日まで

買取請求受付日の基準価額から、所得税および地方税に相当する金額(個別元本超過額の20%)を差引いた金額となります。買取差益は、非課税です。

平成16年1月1日から

買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%)を差引いた金額となります。買取差益は、譲渡所得として26%(所得税20%および地方税6%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。

ご投資の手引き

[法人の受益者の場合]

「解約請求」の場合

平成15年12月31日まで

解約請求受付日の基準価額から、所得税および地方税(個別元本超過額の20%)を差引いた金額となります。

平成16年1月1日から

前に記載の所得税および地方税(個別元本超過額の20%)が、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは所得税(個別元本超過額の7%)、平成20年4月1日から所得税(個別元本超過額の15%)となり、地方税の源泉徴収はありません。

「買取請求」の場合

平成15年12月31日まで

買取請求受付日の基準価額から、所得税および地方税に相当する金額(個別元本超過額の20%)を差引いた金額となります。

平成16年1月1日から

買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%。平成20年4月1日から15%)を差引いた金額となります。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

支払開始日

代金は、原則としてお申込受付日から起算して4営業日目以降にお支払いいたします。

信託期間は...

信託期間は、無期限です。

ただし、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

償還金は...

支払開始日など

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目以降にお支払いいたします。

個人の受益者の場合、償還金には、所得税および地方税(個別元本超過額の20%。なお、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは10%)が課されます。

(注)平成16年1月1日から、申告不要制度が適用され、確定申告の必要はありませんが、確定申告を行ない、総合課税(配当控除の適用あり)を選択することもできます。なお、償還差損については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

法人の受益者の場合、償還時の個別元本超過額について、平成15年12月31日まで、20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収されます。

上記に記載の20%(所得税15%および地方税5%)の税率が、平成16年1月1日から平成20年3月31日までは所得税7%、平成20年4月1日から所得税15%となり、地方税の源泉徴収はありません。

(注)税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

受益証券は...

受益証券は、原則として無記名式です。ご希望により記名式にすることもできます。無記名式の受益証券は、それを所有している方が受益者となりますから、盗難や紛失などの事故を防ぐため、「保護預り」のご利用をおすすめいたします。

「分配金再投資コース」をご利用の場合には、受益証券は「保護預り」とさせていただきます。

ご投資の手引き

信託報酬などは...

信託報酬など

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.596%(税抜1.52%)の率を乗じて得た額とし、信託財産でご負担いただきます。

信託報酬の配分は次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	年率 0.63% (税抜 0.60%)	年率 0.105% (税抜 0.10%)
300億円以上1,000億円未満		年率 0.714% (税抜 0.68%)	年率 0.084% (税抜 0.08%)
1,000億円以上		年率 0.861% (税抜 0.82%)	年率 0.063% (税抜 0.06%)

販売会社への配分は各販売会社ごとの取扱い純資産額、受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に基づいて変わります。

上記のほか、次のような費用をご負担いただきます。

監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

信託報酬、監査報酬および有価証券売買時の売買委託手数料に対する消費税等に相当する金額を信託財産でご負担いただきます。

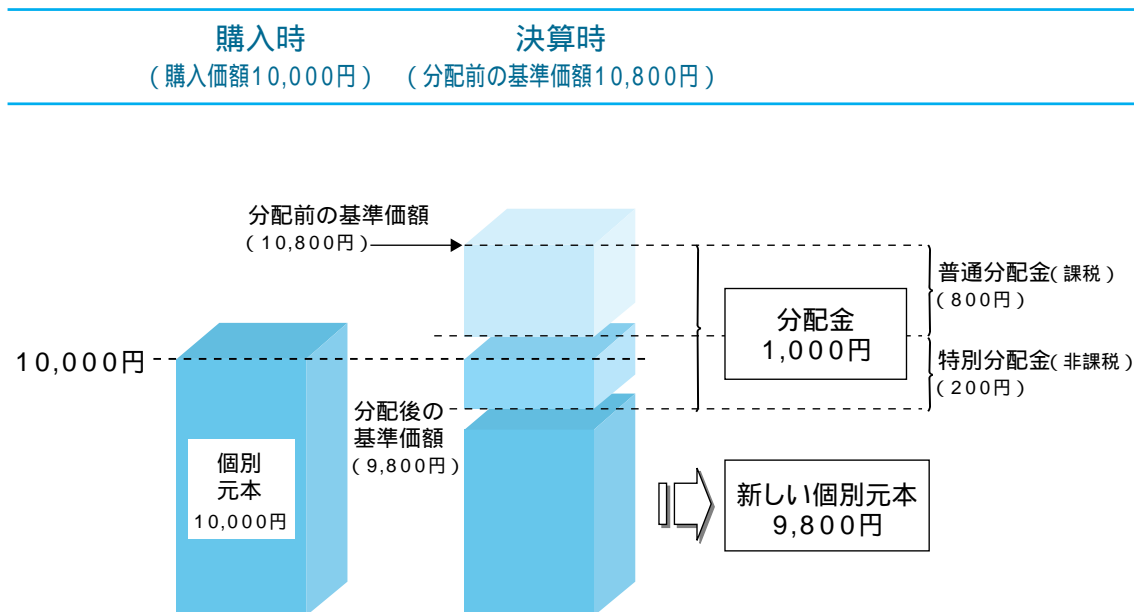
税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

運用経過のお知らせは...

毎計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。保護預りをご利用の方には、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。

個別元本の概要

受益者ごとの信託時の受益証券の価額等が、当該受益者の個別元本になります。同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、受益権口数で加重平均して算出します。くわしくは、目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「4 手数料等および税金」ならびに「6 管理および運営」をご参照下さい。以下は特別分配金(所得税・地方税は非課税)があった場合のイメージです。



(注) 上記はイメージ図です。収益分配金の支払いや分配金額を保証するものではありません。

□ 基準価額

基準価額

信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額です。

原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日。

基準価額情報の入手方法

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03 - 5643 - 5265（営業日の9:00～17:00）
委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

□ 基準価額の算出

$$\frac{\text{ファンドの純資産総額}}{\text{資産総額} - \text{負債総額}} \div \text{受益権口数} \times 1 \text{万口}$$

組入資産を毎営業日、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価により評価して得たものです。

主要投資対象であるマザーファンドの受益証券およびマザーファンドの主要投資対象である株式の評価時価は、原則次の価額によります。

マザーファンドの受益証券は計算日における基準価額

わが国の証券取引所上場株式は証券取引所における計算日の最終相場

わが国の店頭登録株式は日本証券業協会が発表する計算日における基準値

信託報酬、その他未払い費用等

□ 信託の終了

当ファンドの信託期間は、無期限です。ただし、次の場合には、委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。この場合、委託会社はあらかじめ信託契約を解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

受益権の口数が30億口を下ることとなった場合
 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 やむを得ない事情が発生したとき

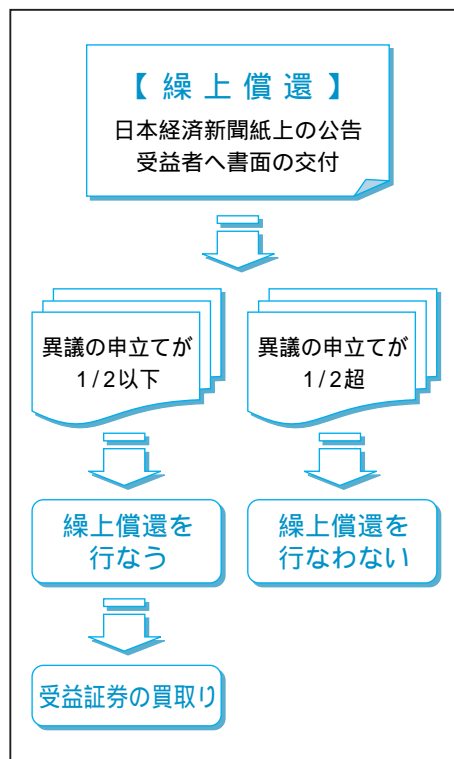
《信託の終了にかかる手続きの概要》

繰上償還しようとする旨を公告¹し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。

この書面には受益者で異議ある者は一定期間内²に異議を述べるべき旨を付記します。

異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える時、繰上償還は行いません³。また、繰上償還となった場合、異議を述べた受益者は自己が保有する受益証券の買取りを請求することができます。

くわしくは、目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「6 管理および運営」をご参照下さい。



- 1 日本経済新聞に掲載します。
- 2 1か月を下らない期間です。
- 3 繰上償還しない旨、公告します。

信託約款の変更について

□ 信託約款の変更

委託会社は次の場合、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合、委託会社はあらかじめ信託契約を変更しようとする旨を監督官庁に届出ます。

受益者の利益のため必要と認めるとき
やむを得ない事情が発生したとき

《変更内容が重大なときの信託約款の変更にかかる手続きの概要》

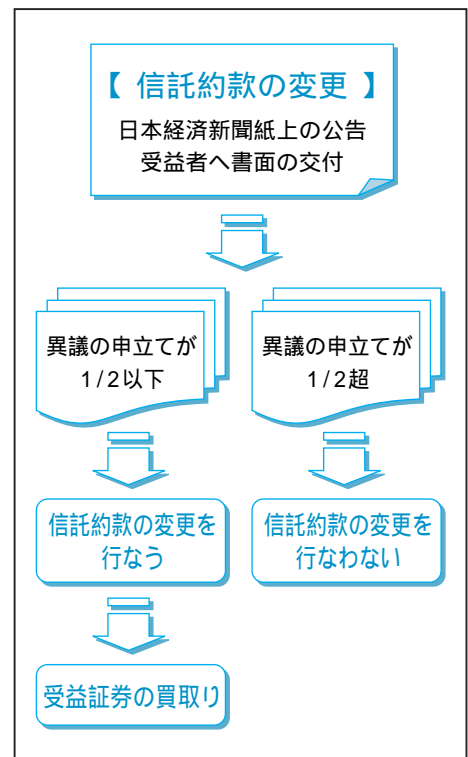
信託約款を変更しようとする旨を公告¹し、かつその旨を記載した書面を受益者に交付します。

この書面には受益者で異議ある者は一定期間内²に異議を述べるべき旨を付記します。

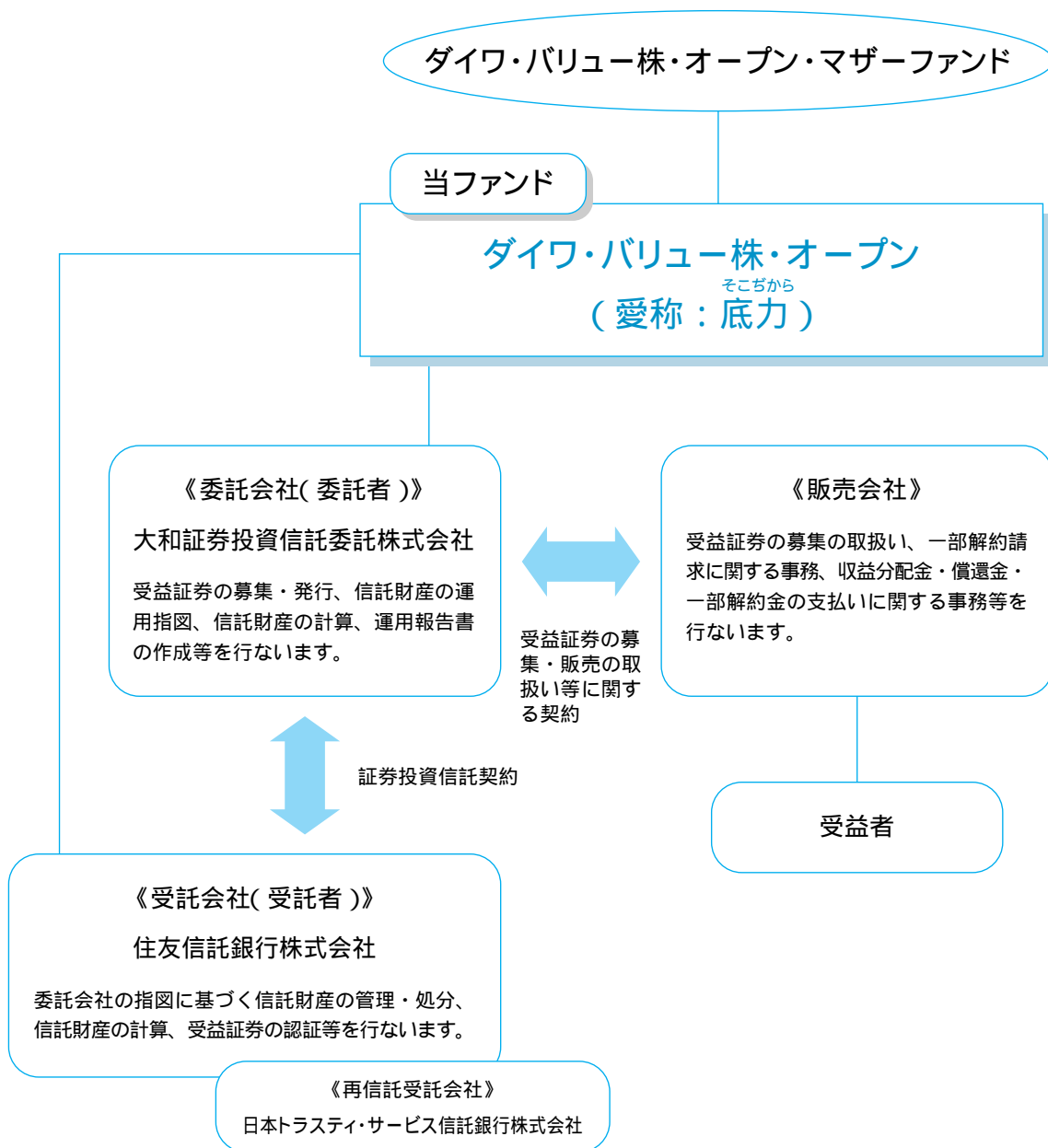
異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える時、約款変更は行いません³。

また、約款変更となった場合、異議を述べた受益者は自己が保有する受益証券の買取りを請求することができます。

くわしくは、目論見書本文の「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況」の「6 管理および運営」をご参照下さい。



- 1 日本経済新聞に掲載します。
- 2 1か月を下らない期間です。
- 3 信託約款を変更しない旨、公告します。



用語のご説明

1. 基準価額	<p>純資産総額(信託財産に属する資産を時価により評価して得た資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。)を、計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。</p>
2. 個別元本	<p>受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。</p> <p>なお、個別元本方式は、平成12年4月1日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成12年3月31日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。</p> <p>受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。</p> <p>受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。</p>

有 価 証 券 届 出 書

(訂正届出書を含みます。)

関東財務局長 殿

平成 15 年 6 月 3 日提出
平成 15 年 12 月 2 日訂正届出書提出

発 行 者 名 大和証券投資信託委託株式会社

代表者の役職氏名 取締役社長 秦野輝男

本店の所在の場所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 10 番 5 号

事務連絡者氏名 重田 修

連 絡 場 所 本店の所在の場所に同じ

電 話 番 号 03-5695-2111

届 出 の 対 象 と し た 募 集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称：

ダイワ・バリュー株・オープン（愛称：^{そこから}底力）

募集内国投資信託受益証券の金額：

継続申込期間（平成 15 年 6 月 4 日から平成 16 年 6 月 2 日まで）
5 兆円を上限とします。

有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

該当ありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	
第1 ファンドの状況	
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	7
3 投資リスク	16
4 手数料等および税金	18
5 運用状況	21
6 管理および運営	23
第2 ファンドの経理状況	30
1 財務諸表	35
2 ファンドの現況	46
第3 その他	50
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	51

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称 ダイワ・バリュース株・オープン（愛称：^{そこから}底力）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託（契約型）の受益証券であり、原則として無記名式です。なお、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能です。格付けは、取得しておりません。

(3) 発行数 発行価額の総額が5兆円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額 5兆円を上限とします。

(5) 発行価格

1万口当り取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。基準価額は、組入有価証券の値動き等により、日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(6) 申込手数料

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社における取得申込時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、3.15%（税抜3.0%）です。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(7) 申込単位

最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。

申込単位は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(8) 申込期間

平成 15 年 6 月 4 日から平成 16 年 6 月 2 日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(9) 申込取扱場所

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(10) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の口座に払込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日にかかる発行価額の総額を、受託会社の当ファンドにかかる口座に払込みます。

(11) 払込取扱場所

受益証券の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(9)をご参照下さい。

(12) 振替機関に関する事項

振替機関における受益証券の振替えは、行ないません。

(13) その他

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受けた取得および換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

取得申込金額に利息は付きません。

受益者は、販売会社との間で保護預りに関する契約を締結したうえで、受益証券を販売

会社の保護預りとすることができます。無記名式の受益証券は、それを所有している方が受益者となりますから、盗難や紛失などの事故を防ぐため、保護預りのご利用をお勧めいたします。なお、「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的および基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託（国内株式型（一般型））であり、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

なお、「国内株式型（一般型）」とは、社団法人投資信託協会による追加型株式投資信託の商品分類において、「約款上の株式組入限度 70%以上のファンドで、主として国内株式に投資するもの」をいいます。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1. ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

（注）当ファンドは、マザーファンド方式で運用を行ないます。マザーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンド（ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なうしくみです。

2. ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。

3. 株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の 信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部 分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

4. 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還 の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないこ とがあります。

5. ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンドの主要投資対象は、わが国の証券取引 所上場株式および店頭登録株式であり、投資態度は、次のとおりです。

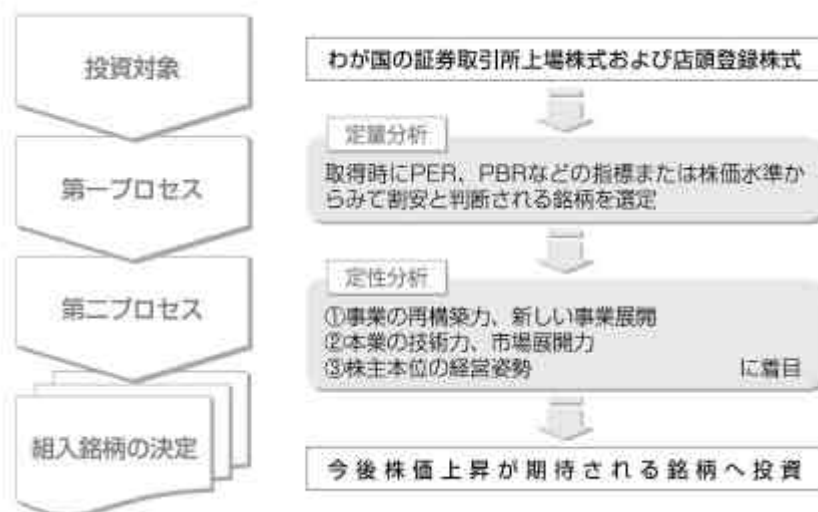
(a) 取得時にP E R、P B Rなどの指標または株価水準から見て割安と判断される銘柄の
うち、今後株価の上昇が期待される銘柄に投資します。ただし、取得した後にこの条件
を満たさなくなった銘柄であっても保有を継続することがあります。

(b) 銘柄の選定にあたっては、主に次の観点から行ないます。

- ・事業の再構築力、新しい事業展開
- ・本業の技術力、市場展開力
- ・株主本位の経営姿勢

(c) 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予
想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の
運用が行なわれないことがあります。

ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンドの銘柄選定プロセス



PER (株 価 収 益 率) = 株価 ÷ 1 株当り利益

株価がその株式会社の1株当り利益の何倍になっているかを示す指標

PBR (株 価 純 資 産 倍 率) = 株価 ÷ 1 株当り純資産

株価がその株式会社の1株当り純資産の何倍になっているかを示す指標

6. 当ファンドは、TOPIX (東証株価指数) をベンチマークとして長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。ただし、前記運用方針に基づき運用するため、ベンチマークとの連動をめざすものではありません。

ベンチマークとは、運用成果を判断する基準となるものです。日本株全体のベンチマークとしては、市場全体の動きや構造を反映し普遍的に使用しうるものであるのが望ましいとされており、TOPIXが一般的に使用されています。

ベンチマークと当ファンドの基準価額の動きを比較した結果は、運用報告書でお知らせします。

なお、将来、ベンチマークとしてTOPIXに替わる指数を使用することが望ましいと一般的にみなされていると当社が判断した場合には、ベンチマークを当該指数に変更することがあります。

TOPIXを上回る運用成果を保証するものではありません。

7. 原則としていつでもお買付け・ご換金をお申込みいただけます。

8. 毎計算期末に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(2) ファンドの沿革

平成12年 2月10日 : 信託契約の締結、当初設定、運用開始

平成13年 9月 3日 : 信託期間を無期限に変更

平成13年11月28日 : 主要投資対象を「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」に変更 (変更前は「わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式」)

(3) ファンドの仕組み

受益者	お申込者	
	収益分配金（注） 償還金など お申込金	
お取扱窓口	販売会社	受益証券の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。 受益証券の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
1	収益分配金、償還金など お申込金	
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益証券の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
運用指図	2	損益 信託金
受託会社	住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 受益証券の認証 など
		損益 投資
投資対象	わが国の証券取引所上場株式および店頭登録株式 など (マザーファンド方式で運用します。)	

(注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

- 1: 受益証券の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2: 「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

< 委託会社の概況（平成 15 年 10 月末日現在） >

- ・ 資本金 151 億 7,427 万 2,500 円
- ・ 沿革
 - 昭和34年12月12日 設立登記
 - 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 - 昭和35年 4月 1日 営業開始
 - 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 - 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 - 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	株 2,608,525	% 100.00

2 投資方針

(1) 投資方針

主要投資対象

ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

- イ．主としてマザーファンドの受益証券に投資します。
- ロ．マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の 90% 程度以上に維持することを基本とします。
- ハ．株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の 50% 以下とします。
- ニ．大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第 2 条第 1 項第 3 号の 2 で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前18.の権利の性質を有するもの

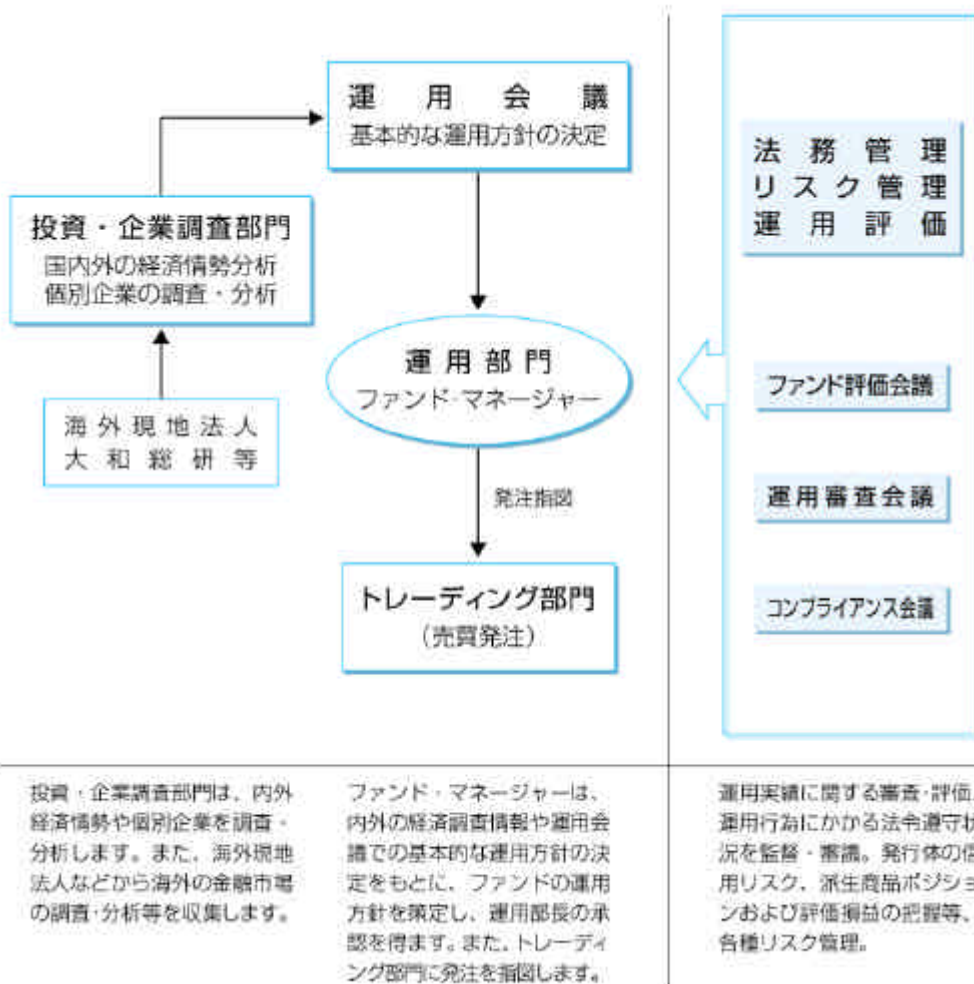
なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前12.および前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

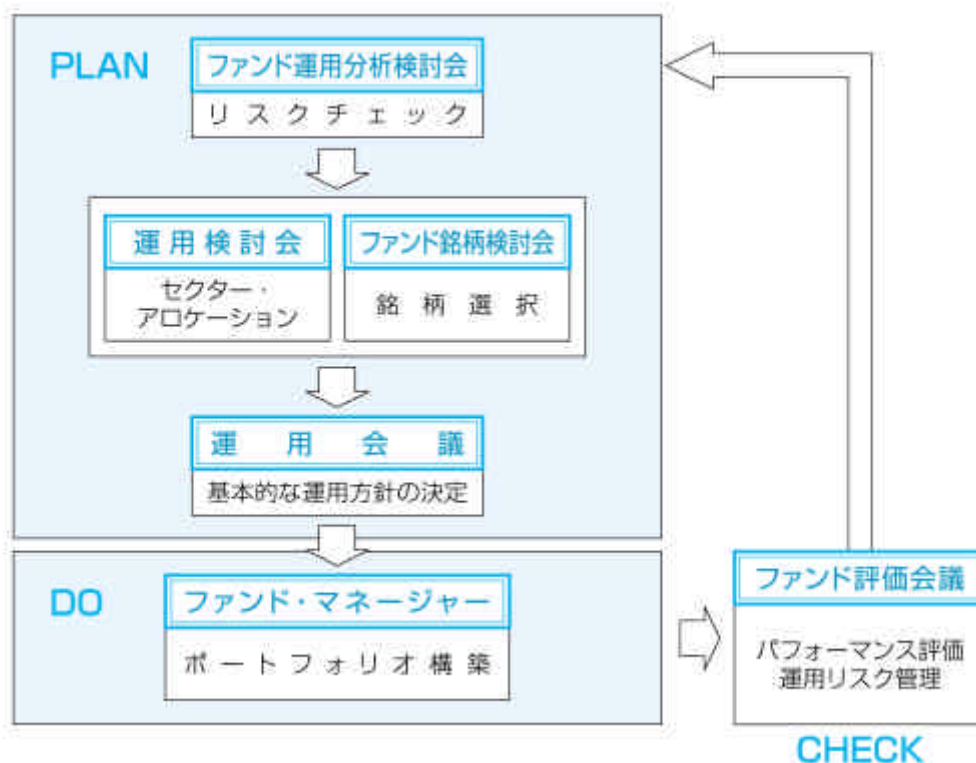
1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

前 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前 1.から 4.までの金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制
運用体制の概要



運用プロセス



【PLAN】

ファンド運用分析検討会では、運用部内でのファンドのリスクチェックを行なっています。

その結果に基づき、運用検討会でセクター・アロケーション、ファンド銘柄検討会で組入銘柄について検討します。運用会議で基本的な運用方針を決定し、これを踏まえてファンド・マネージャーがファンドの運用方針を策定し、運用部長が承認します。

【DO】

ファンド・マネージャーは承認された運用方針に基づきポートフォリオを構築します。

【CHECK】

ファンド評価会議でパフォーマンス評価、ファンドの運用リスク分析を行ない、運用へフィードバックを行ないます。

(4) 分配方針

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

イ．分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

ロ．原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益は、前(1)に基づいて運用を行ないます。

配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額をいい、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の株式等（信託約款）

イ．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ハ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額

の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

- 二．前八．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
- ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の 1. から 6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の 1. から 6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
 6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前 5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等（信託約款）

- イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。
- ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券および組入抵当証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の 1. から 4. までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、

信託財産が限月までに受取る組入有価証券および組入抵当証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ホ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引（信託約款）

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本八.において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 前ハ.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マ

ザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

同一銘柄の転換社債等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

デリバティブ評価損（「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」）

委託会社は、運用の指図を行なう信託財産について、次の行為を行なわないものとします。

信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産にかかる次に掲げる額（これにかかる取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図すること。

イ．当該信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。）

ロ．当該信託財産にかかる有価証券オプション取引等および選択権付債券売買のうち売付約定にかかるものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの

ハ．当該信託財産をもって取得し現在保有している新株引受権を表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

< 参 考 > マザーファンド（ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

「1 ファンドの性格」「(1) ファンドの目的および基本的性格」<ファンドの特色>の5. をご参照下さい。

(2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ．有価証券オプション取引にかかる権利

ニ．外国市場証券先物取引にかかる権利

ホ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第5号に掲げるもの

ヘ．約束手形

ト．金融先物取引等にかかる権利

チ．金融デリバティブ取引にかかる権利

リ．金銭信託の受益権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第33条第1項第7号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5

号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人に対する権利で前18.の権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前12.および前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は、行ないません。

3 投資リスク

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資家のみなさまにおかれましては、目論見書をよくお読みいただき、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

店頭登録株式は、一般に発行企業が新興企業であり、取引される株式数が少ない場合が多く、相対的に大きな価格変動を示す傾向があります。このため、店頭登録株式を組入れた場合には、基準価額の変動性が高まる場合があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければなりません。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

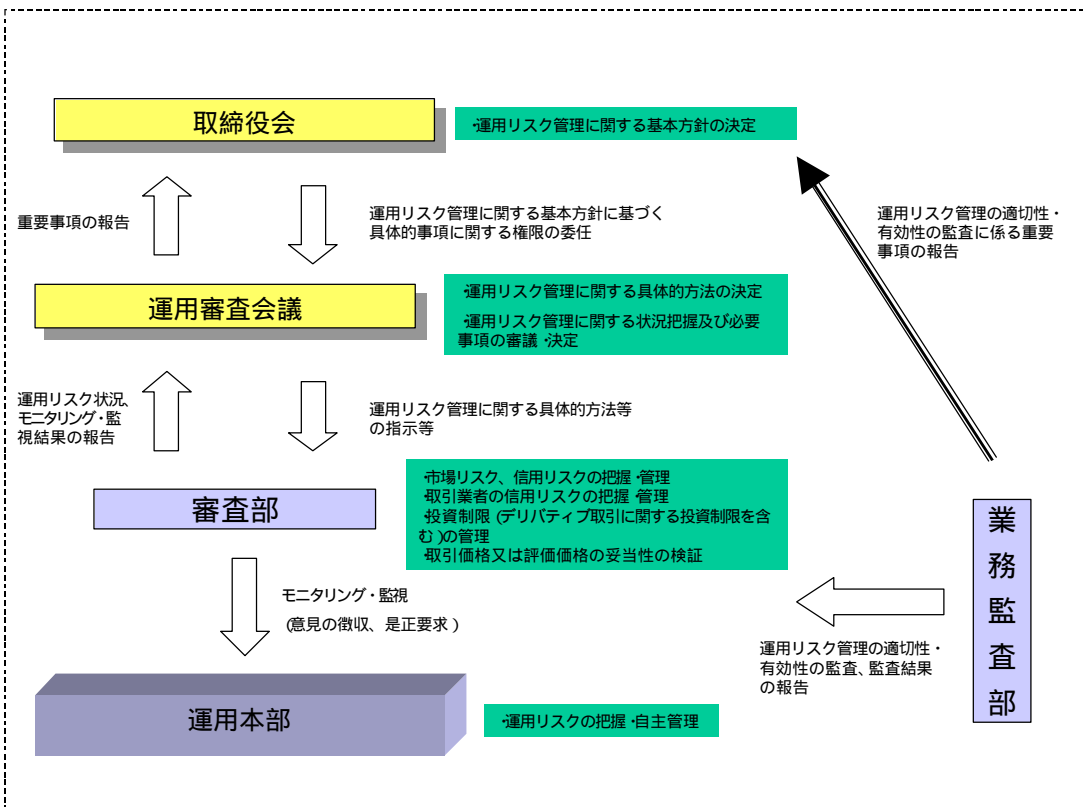
ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付を中止することがあります。ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) リスク管理体制



4 手数料等および税金

(1) 申込手数料

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、販売会社における取得申込時の申込手数料の料率の上限は、提出日現在、3.15%（税抜3.0%）です。

取得申込時の申込手数料については、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 換金手数料 ありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 1.596%（税抜1.52%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりとします。

イ．委託会社

計算期間を通じて毎日、信託報酬の総額からロ．およびハ．を除いた額とします。

ロ．販売会社

各販売会社ごとに、計算期間を通じて毎日、各販売会社の取扱い純資産額に、次に掲げる率を乗じて得た額とします。

各販売会社の取扱い純資産額	率
300 億円未満の場合	年 0.63% (税抜 0.60%)
300 億円以上 1,000 億円未満の場合	年 0.714% (税抜 0.68%)
1,000 億円以上の場合	年 0.861% (税抜 0.82%)

ハ．受託会社

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

信託財産の純資産総額	率
300 億円未満の場合	年 0.105% (税抜 0.10%)
300 億円以上 1,000 億円未満の場合	年 0.084% (税抜 0.08%)
1,000 億円以上の場合	年 0.063% (税抜 0.06%)

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

(4) その他の手数料等

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産にかかる監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(5) 課税上の取扱い

個人の受益者に対する課税

イ．平成 15 年 12 月 31 日まで

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉分離課税が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。また、この源泉徴収で課税関係は完結し、確定申告の必要はありません。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税および地方税に相当する金額（個別元本超過額の 20%）を差引いた金額となります。買取差額は、非課税です。

ロ．平成 16 年 1 月 1 日から

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。確定申告の必要はありませんので、10%の源泉分離課税と実質的に同じこととなります。なお、確定申告を行ない、総合課税を選択することもできます。総合課税を選択した場合には、配当控除の適用があります。

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式の売買益との通算が可能となります。

なお、上記の 10%（所得税 7%および地方税 3%）の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20%（所得税 15%および地方税 5%）となります。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額（個別元本超過額の 7%。平成 20 年 4 月 1 日から 15%。）を差引いた金額となります。買取差額は、譲渡所得として 26%（所得税 20%および地方税 6%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。

法人の受益者に対する課税

イ．平成 15 年 12 月 31 日まで

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。

なお、益金不算入制度および税額控除制度が適用されます。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税および地方税に相当する金額（個別元本超過額の 20%）を差引いた金額となります。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

ロ．平成 16 年 1 月 1 日から

前イ．に記載の 20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率が、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まででは所得税 7%、平成 20 年 4 月 1 日から所得税 15%となり、地方税の源泉徴収はありません。その他は前イ．の記載と同じです。

買取請求時の 1 万口当りの手取額は、買取請求受付日の基準価額から、所得税に相当する金額（個別元本超過額の 7%、平成 20 年 4 月 1 日から 15%。）を差引いた金額となります。この税相当額は税金ではないため、税額控除はありません。

<注 1> 個別元本について

受益者ごとの信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式は平成 12 年 4 月 1 日算出の基準価額より適用されておりますので、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益証券にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には各販売会社ごとに、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注 2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況 (平成 15 年 10 月 31 日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	56,740,471,677	99.69
内 日本	56,740,471,677	99.69
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	173,777,140	0.31
純資産総額	56,914,248,817	100.00

(参考) ダイワ・バリュース株・オープン・マザーファンド

投資状況

投資資産の種類	時価 (円)	投資比率 (%)
株式	61,378,052,000	94.66
内 日本	61,378,052,000	94.66
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	3,462,741,888	5.34
純資産総額	64,840,793,888	100.00

(注 1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注 2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (平成 12 年 2 月 10 日)	42,422,969,793	-	1.0000	-
第 1 計算期間末 (平成 12 年 9 月 11 日)	81,153,204,807	86,809,773,120	1.0043	1.0743
第 2 計算期間末 (平成 13 年 3 月 9 日)	75,875,916,136	75,875,916,136	0.9273	0.9273
第 3 計算期間末 (平成 13 年 9 月 10 日)	73,778,365,944	73,778,365,944	0.8399	0.8399
第 4 計算期間末 (平成 14 年 3 月 11 日)	74,899,544,080	74,899,544,080	0.8882	0.8882
第 5 計算期間末 (平成 14 年 9 月 9 日)	63,622,587,570	63,622,587,570	0.7679	0.7679
平成 14 年 10 月末日	60,568,255,752	-	0.7342	-
11 月末日	62,179,279,663	-	0.7600	-
12 月末日	59,032,497,432	-	0.7272	-
平成 15 年 1 月末日	57,198,772,741	-	0.7089	-
2 月末日	57,122,835,831	-	0.7142	-
第 6 計算期間末 (平成 15 年 3 月 10 日)	54,680,687,080	54,680,687,080	0.6858	0.6858
3 月末日	52,088,555,845	-	0.6911	-
4 月末日	51,703,093,771	-	0.6921	-
5 月末日	49,187,056,559	-	0.7111	-
6 月末日	51,147,649,387	-	0.7697	-
7 月末日	52,303,925,853	-	0.8014	-
8 月末日	56,064,375,751	-	0.8657	-
第 7 計算期間末 (平成 15 年 9 月 9 日)	58,168,924,254	58,168,924,254	0.8988	0.8988
9 月末日	54,788,245,377	-	0.8666	-

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
10月末日	56,914,248,817	-	0.8998	-

分配の推移

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0700
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

収益率の推移

	収益率(%)
第1計算期間	7.4
第2計算期間	7.7
第3計算期間	9.4
第4計算期間	5.8
第5計算期間	13.5
第6計算期間	10.7
第7計算期間	31.1

(3) 設定および解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	138,357,715,056	99,972,566,085
第2計算期間	17,323,355,371	16,303,715,735
第3計算期間	15,248,023,738	9,235,351,305
第4計算期間	4,390,704,640	7,901,628,583
第5計算期間	5,327,308,701	6,800,129,749
第6計算期間	1,695,977,625	4,818,930,641
第7計算期間	2,362,465,066	17,375,763,407

(注) 当初申込期間中の設定数量は42,422,969,793口です。

6 管理および運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した 1 万口当りの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注 1、注 2）または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注 1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日における基準価額で評価します。

(注 2) マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・わが国の証券取引所上場株式：原則として証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
- ・わが国の店頭登録株式：日本証券業協会が発表する計算日の基準値により評価します。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに 12 月 31 日、1 月 2 日および 1 月 3 日以外の日とします。以下同じ。）に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせるにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号 03-5643-5265（営業日の 9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

申込手続等

受益証券の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があり、取扱い可能なコースは、販売会社により異なります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益証券の取得申込者に対し、最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価額に、申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします（申込手数料はかかりません。）

委託会社の各営業日の午後 3 時（年末年始など半休日においては午前 11 時）までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

換金手続等

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取り

を請求することにより換金することができます。

委託会社の各営業日の午後 3 時(年末年始など半休日においては午前 11 時)までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

イ．一部解約

受益者は、自己の有する受益証券について、1 口単位または 1 万口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額(基準価額)は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社)

電話番号 03-5643-5265(営業日の 9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

1 万口当りの手取額は、次のとおりとします。

<個人の受益者の場合>

解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本(1)を上回っている場合その超過額の 20%。なお、平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までは 10%。)を差引いた額とします。

<法人の受益者の場合>

平成 15 年 12 月 31 日までは、解約価額から所得税および地方税(解約価額が個別元本(1)を上回っている場合その超過額の 20%)を差引いた額、平成 16 年 1 月 1 日からは、解約価額から所得税(解約価額が個別元本(1)を上回っている場合その超過額の 7%。なお、平成 20 年 4 月 1 日からは 15%。)を差引いた額とします。

一部解約金にかかる収益調整金(2)は、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 4 営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(1) 個別元本とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)をいいます。受益者ごと

の信託時の受益証券の価額等とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、詳細は「4 手数料等および税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

- (2) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

ロ．買取り

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1万口単位として販売会社が定める単位をもって、その受益証券を買取ります。

受益証券の買取り価額は、買取りの申込みを受付けた日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税(平成16年1月1日から所得税のみ)に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、買取り価額を、販売会社に問合わせることにより知ることができます。

販売会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて、受益証券の買取りを中止することができます。受益証券の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益証券の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りの申込みを受付けたものとして、上記に準じて計算される価額とします。

保管

受益者は、保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管(保護預り)させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。

「分配金再投資コース」をご利用の場合、受益証券は保護預りとさせていただきます。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

なお、委託会社は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付し、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

また、受益証券を毀損または汚染した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、委託会社は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、喪失の場合の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は、受益者に対して実費を請求することができます。

信託期間

無期限とします。ただし、イ．により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

計算期間

毎年3月10日から9月9日までおよび9月10日から翌年3月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとし、

その他

イ．信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁

に届出ます。

2. 委託会社は、前 1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前 3.から前 5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引継ぐことを命じたときは、口 . の 4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社はその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ . 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前 1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前 1.から前 5.の規定にしたがいます。

ハ . 反対者の買取請求権

前イ . の 1. から 6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前ロ . の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前イ . の 3.または前ロ . の 3.

の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

二．運用報告書

委託会社は、計算期間の末日ごとに、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

ホ．受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権について、これを追加信託のつど追加口数に均等に分割します。

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を1口に切上げるものとします。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分増やし、当該口数にかかる金額については損金として計上することとします。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

ハ．受益証券の発行、受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付の無記名式の受益証券を発行します。

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。

受益証券の認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

ト．受益証券の種類、受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き、記名式の受益証券譲渡の対抗要件

委託会社が受益者に交付する受益証券の種類は、1口券、5口券、10口券、50口券、100口券、500口券、1,000口券、5,000口券、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および5,000万口券の16種類とします。

別に定める契約または保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、上記のほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換えを委託会社に請求することができます。名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換えによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

チ．信託財産に属する有価証券の保管等

受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社

の名義で混蔵寄託できるものとします。

リ．信託財産の表示および記載の省略、一部解約の請求および有価証券売却等の指図、再投資の指図

信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

委託会社は、上記による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

ヌ．受託会社による資金の立替え

信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

ル．信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

ロ．委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する営業を承継させることがあります。

ワ．受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前ロ．の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

カ．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

コ．信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

ク．信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

ケ．関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自

動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

(2) 受益者の権利等

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目）から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得の申込みに応じるものとします。この場合、販売会社は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目）から、受益証券と引換えに受益者に支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

収益分配金および償還金にかかる収益調整金は、原則として受益者ごとの信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については受益者への支払開始日の前日までに、その全額を委託会社に交付します。受託会社は、委託会社に収益分配金および償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、前(1)をご参照下さい。

記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出するものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

第2 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は第6期計算期間（平成14年9月10日から平成15年3月10日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第7期計算期間（平成15年3月11日から平成15年9月9日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期計算期間（平成14年9月10日から平成15年3月10日まで）及び第7期計算期間（平成15年3月11日から平成15年9月9日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

独立監査人の監査報告書

平成15年4月14日


大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中


中央青山監査法人



代表社員
関与社員 公認会計士

田中俊之 

関与社員 公認会計士

大畑 誠 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・バリュー株・オープンの平成14年9月10日から平成15年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・バリュー株・オープンの平成15年3月10日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成15年10月21日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



代表社員 公認会計士
関与社員

田中俊之

関与社員 公認会計士

大畑 茂

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・バリュー株・オープンの平成15年3月11日から平成15年9月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・バリュー株・オープンの平成15年9月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表
ダイワ・バリュー株・オープン

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	期別	第 6 期	第 7 期
		(平成 15 年 3 月 10 日現在)	(平成 15 年 9 月 9 日現在)
		金 額	金 額
資 産 の 部			
流 動 資 産			
コール・ローン		658,418,518	574,851,742
親投資信託受益証券		54,601,243,076	58,091,325,223
流動資産合計		55,259,661,594	58,666,176,965
資 産 合 計		55,259,661,594	58,666,176,965
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未払解約金		98,968,423	77,454,629
未払受託者報酬		25,187,161	21,993,319
未払委託者報酬		453,369,996	395,880,438
その他未払費用		1,448,934	1,924,325
流動負債合計		578,974,514	497,252,711
負 債 合 計		578,974,514	497,252,711
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		79,733,732,826	64,720,434,485
剰 余 金			
期末欠損金		25,053,045,746	6,551,510,231
(うち分配準備積立金)		(177,552,535)	(140,674,987)
(うち当期損失)		(6,661,366,867)	-
剰余金合計		25,053,045,746	6,551,510,231
純 資 産 合 計		54,680,687,080	58,168,924,254
負債・純資産合計		55,259,661,594	58,666,176,965

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科目	期別	第6期	第7期
		(自平成14年9月10日 至平成15年3月10日)	(自平成15年3月11日 至平成15年9月9日)
		金額	金額
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取利息		6,370	9,017
有価証券売買等損益		6,181,367,146	14,727,082,147
営業収益合計		6,181,360,776	14,727,091,164
営業費用			
受託者報酬		25,187,161	21,993,319
委託者報酬		453,369,996	395,880,438
その他費用		1,448,934	1,924,325
営業費用合計		480,006,091	419,798,082
営業損失		6,661,366,867	-
営業利益		-	14,307,293,082
経常損失		6,661,366,867	-
経常利益		-	14,307,293,082
当期損失		6,661,366,867	-
当期純利益		-	14,307,293,082
一部解約に伴う当期損失分配額		158,132,119	-
一部解約に伴う当期純利益分配額		-	742,158,992
期首欠損金		19,234,098,272	25,053,045,746
欠損金減少額		1,119,545,982	5,453,851,444
(当期一部解約に伴う欠損金減少額)		(1,119,545,982)	(5,453,851,444)
欠損金増加額		435,258,708	517,450,019
(当期追加信託に伴う欠損金増加額)		(435,258,708)	(517,450,019)
期末欠損金		25,053,045,746	6,551,510,231

重要な会計方針

項目 \ 期別	第 6 期 〔自平成14年9月10日 至平成15年3月10日〕	第 7 期 〔自平成15年3月11日 至平成15年9月9日〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成15年3月9日が休日のため 当計算期間末日は平成15年3月10日となっております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成15年3月9日が休日のため 前計算期間末日を平成15年3月10日としており、このため、当計算期間は183日となっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

項目 \ 期別	第 6 期 (平成15年3月10日現在)	第 7 期 (平成15年9月9日現在)
1. 期首元本額	82,856,685,842 円	79,733,732,826 円
期中追加設定元本額	1,695,977,625 円	2,362,465,066 円
期中解約元本額	4,818,930,641 円	17,375,763,407 円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は25,053,045,746 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,551,510,231 円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

項目	期 別	
	第 6 期 〔自平成14年9月10日〕 〔至平成15年3月10日〕	第 7 期 〔自平成15年3月11日〕 〔至平成15年9月9日〕
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円) 解約に伴う当期利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円) 信託約款に規定される収益調整金(9,730,482円)及び分配準備積立金(177,552,535円)より分配対象額は187,283,017円(1万口当たり23.49円)であります。分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,470,481円) 解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円) 信託約款に規定される収益調整金(12,698,196円)及び分配準備積立金(139,204,506円)より分配対象額は153,373,183円(1万口当たり23.70円)であります。分配を行っておりません。

(有価証券関係注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

項目	第 6 期 (平成15年3月10日現在)		第 7 期 (平成15年9月9日現在)	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	54,601,243,076	6,060,145,321	58,091,325,223	14,095,566,132
合 計	54,601,243,076	6,060,145,321	58,091,325,223	14,095,566,132

(1口当たり情報)

項目	期 別	
	第 6 期 (平成15年3月10日現在)	第 7 期 (平成15年9月9日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6858円 (6,858円)	0.8988円 (8,988円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ダイワ・パリュウ株・オープン・マザーファンド	53,604,618,643	58,091,325,223	
合計		53,604,618,643	58,091,325,223	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

なお、平成15年3月10日現在における貸借対照表の当期損失の金額は、当親投資信託の計算期間の期首から本報告書における開示対象ファンドの期末までの期間(平成14年3月12日から平成15年3月10日まで)の数値を表示しております。

貸借対照表

(単位:円)

	(平成15年3月10日現在)	(平成15年9月9日現在)
科 目	金 額	金 額
資 産 の 部		
流 動 資 産		
コール・ローン	4,459,087,449	2,545,010,356
株 式	54,578,365,100	63,181,044,800
未 収 入 金	197,181,702	202,269,215
未 収 配 当 金	49,666,846	11,867,656
流動資産合計	59,284,301,097	65,940,192,027
資 産 合 計	59,284,301,097	65,940,192,027
負 債 の 部		
流 動 負 債		
未 払 金	80,072,800	179,082,981
流動負債合計	80,072,800	179,082,981
負 債 合 計	80,072,800	179,082,981
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本	72,207,983,815	60,682,886,710
剰 余 金		
期 末 欠 損 金	13,003,755,518	-
期 末 剰 余 金	-	5,078,222,336
(うち当期損失)	(16,330,263,013)	-
剰 余 金 合 計	13,003,755,518	5,078,222,336
純 資 産 合 計	59,204,228,297	65,761,109,046
負債・純資産合計	59,284,301,097	65,940,192,027

重要な会計方針

対象年月日 項 目	〔 自 平成 14 年 9 月 10 日 〕 〔 至 平成 15 年 3 月 10 日 〕	〔 自 平成 15 年 3 月 11 日 〕 〔 至 平成 15 年 9 月 9 日 〕
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）日本証券業協会が発表する基準値、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しております。	受取配当金 同左

注記事項

（貸借対照表関係）

	（平成 15 年 3 月 10 日現在）	（平成 15 年 9 月 9 日現在）
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	72,406,888,868 円	72,207,983,815 円
同期中における追加設定元本額	2,902,203,292 円	2,035,104,834 円
同期中における解約元本額	3,101,108,345 円	13,560,201,939 円
同期末における元本の内訳		
ファンド名		
ダイワ・バリュース株・オープンVA	3,274,889,341円	3,480,547,351 円
適格機関投資家専用・ダイワ・バリュース株・オープンVA2	2,004,962,751円	2,897,298,089 円
ダイワ・バリュース株・オープンDC	66,595,003,142円	53,604,618,643 円
DC・ダイワ・バリュース株・オープン	333,128,581円	700,422,627 円
(注) 計	72,207,983,815円	60,682,886,710 円
(注)平成 15 年 7 月 17 日付けでファンドの名称をDC・ダイワ・バリュース株・オープン（確定拠出年金専用ファンド）から変更しております。		
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 13,003,755,518 円であります。	

(有価証券関係注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

項目	期別 (平成 15 年 3 月 10 日現在)		期別 (平成 15 年 9 月 9 日現在)	
	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期間の損益に含まれた評価差額
株 式	54,578,365,100	15,394,595,992	63,181,044,800	15,073,733,703
合 計	54,578,365,100	15,394,595,992	63,181,044,800	15,073,733,703

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成 14 年 3 月 12 日から平成 15 年 3 月 10 日まで及び平成 15 年 3 月 11 日から平成 15 年 9 月 9 日まで)を指しております。

(1口当たり情報)

	(平成 15 年 3 月 10 日現在)	(平成 15 年 9 月 9 日現在)
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の 1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額)	0.8199 円 (8,199 円)	1.0837 円 (10,837 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
大和ハウス工業	899,000	1,007	905,293,000	
協和エクシオ	170,000	589	100,130,000	
日本ハム	310,000	1,142	354,020,000	
新日鉄ソリューションズ	43,000	6,380	274,340,000	
総合警備保障	125,000	1,440	180,000,000	
グンゼ	864,000	465	401,760,000	
クラブウ	1,118,000	168	187,824,000	
クラレ	905,000	919	831,695,000	
王子製紙	440,000	647	284,680,000	
昭和電工	1,266,000	224	283,584,000	
呉羽化学工業	311,000	469	145,859,000	
三菱ガス化学	780,000	318	248,040,000	
積水化学工業	515,000	485	249,775,000	
アイカ工業	206,000	1,155	237,930,000	
宇部興産	1,138,000	207	235,566,000	
日清医療食品	64,200	2,090	134,178,000	
電通	911	511,000	465,521,000	
花王	280,000	2,350	658,000,000	
武田薬品工業	226,000	4,430	1,001,180,000	
エーザイ	42,000	2,565	107,730,000	
関西ペイント	937,000	441	413,217,000	
東洋インキ製造	913,000	365	333,245,000	
富士写真フイルム	179,000	3,620	647,980,000	
コニカミノルタホールディングス	189,000	1,655	312,795,000	
資生堂	300,000	1,284	385,200,000	
住友ゴム工業	474,000	573	271,602,000	
旭硝子	695,000	788	547,660,000	
住友大阪セメント	835,000	232	193,720,000	
日本特殊陶業	428,000	1,041	445,548,000	
新日本製鐵	4,874,000	214	1,043,036,000	
神戸製鋼所	2,822,000	140	395,080,000	
日本軽金属	1,520,000	257	390,640,000	
住友金属鉱山	1,580,000	561	886,380,000	
住友電気工業	704,000	1,151	810,304,000	
フジクラ	315,000	547	172,305,000	
三和シャッター工業	439,000	522	229,158,000	
三協アルミニウム工業	500,000	285	142,500,000	
ノーリツ	201,600	1,410	284,256,000	
ニッパツ	718,000	444	318,792,000	
住友重機械工業	1,400,000	254	355,600,000	
井関農機	350,000	214	74,900,000	
クボタ	1,259,000	409	514,931,000	
ダイキン工業	113,000	2,150	242,950,000	
C K D	83,000	469	38,927,000	

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
マースエンジニアリング	49,200	4,880	240,096,000	
サミー	45,100	4,200	189,420,000	
リケン	155,000	403	62,465,000	
日本精工	1,309,000	476	623,084,000	
日立製作所	1,580,000	691	1,091,780,000	
三菱電機	1,361,000	526	715,886,000	
マブチモーター	79,400	9,840	781,296,000	
松下電器産業	1,020,000	1,556	1,587,120,000	
TDK	96,800	7,740	749,232,000	
三洋電機	1,261,000	499	629,239,000	
アルプス電気	294,000	2,065	607,110,000	
船井電機	27,400	14,430	395,382,000	
デンソー	459,000	2,270	1,041,930,000	
ファナック	45,000	7,900	355,500,000	
ローム	25,800	15,900	410,220,000	
京セラ	146,200	7,970	1,165,214,000	
村田製作所	56,000	6,560	367,360,000	
日東電工	205,000	4,960	1,016,800,000	
松下電工	466,000	823	383,518,000	
三菱重工業	1,880,000	370	695,600,000	
トヨタ自動車	711,000	3,490	2,481,390,000	
トピー工業	250,000	317	79,250,000	
フタバ産業	437,000	1,457	636,709,000	
ホンダ	214,000	5,100	1,091,400,000	
スズキ	238,000	1,750	416,500,000	
ヤマハ発動機	250,000	1,287	321,750,000	
日本精機	87,000	945	82,215,000	
シマノ	220,300	2,145	472,543,500	
西松屋チェーン	30,200	2,770	83,654,000	
キャノン	180,000	5,950	1,071,000,000	
リコー	444,000	2,225	987,900,000	
シチズン時計	893,000	886	791,198,000	
トッパン・フォームズ	173,500	1,318	228,673,000	
大日本印刷	631,000	1,647	1,039,257,000	
ヤマハ	191,000	2,060	393,460,000	
任天堂	12,400	10,340	128,216,000	
オンワード樫山	352,000	1,154	406,208,000	
ミズノ	155,000	416	64,480,000	
三井物産	1,434,000	773	1,108,482,000	
東京エレクトロン	44,000	8,800	387,200,000	
カメイ	218,000	519	113,142,000	
住友商事	350,000	740	259,000,000	
三菱商事	1,231,000	990	1,218,690,000	
キャノン販売	235,000	966	227,010,000	
ニプロ	157,000	1,891	296,887,000	

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
東京スタイル	567,000	994	563,598,000	
島忠	163,900	2,250	368,775,000	
コメリ	24,300	2,820	68,526,000	
青山商事	331,400	1,782	590,554,800	
阪急百貨店	356,000	768	273,408,000	
丸井	607,900	1,423	865,041,700	
クレディセゾン	138,000	2,375	327,750,000	
ユニー	466,000	1,169	544,754,000	
三菱東京フィナンシャル・グループ	1,520	690,000	1,048,800,000	
UFJホールディングス	3,563	363,000	1,293,369,000	
横浜銀行	1,293,000	423	546,939,000	
ジャックス	371,000	415	153,965,000	
日興コーディアルグループ	1,675,000	647	1,083,725,000	
野村ホールディングス	348,000	1,899	660,852,000	
三菱証券	200,000	1,130	226,000,000	
三井住友海上火災保険	1,195,000	750	896,250,000	
三井不動産	360,000	977	351,720,000	
東京建物	674,000	335	225,790,000	
日本通運	1,564,000	496	775,744,000	
日本郵船	1,237,000	485	599,945,000	
商船三井	1,240,000	405	502,200,000	
住友倉庫	717,000	310	222,270,000	
上組	791,000	675	533,925,000	
TBS	392,600	1,693	664,671,800	
日本電信電話	4,601	513,000	2,360,313,000	
NTTドコモ	1,350	288,000	388,800,000	
中部電力	422,000	2,170	915,740,000	
日立情報システムズ	84,000	3,360	282,240,000	
メイテック	77,000	4,320	332,640,000	
富士ソフトエービーシ	86,000	2,890	248,540,000	
TIS	177,600	3,270	580,752,000	
コナミ	39,000	2,795	109,005,000	
マツモトキヨシ	64,800	5,280	342,144,000	
合計	66,904,545		63,181,044,800	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成 15 年 10 月 31 日

資産総額	57,113,305,956 円
負債総額	199,057,139 円
純資産総額 (-)	56,914,248,817 円
発行済数量	63,253,618,047 口
1 単位当たり純資産額 (/)	0.8998 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄(平成 15 年 10 月 31 日現在)

主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率 償還期限	投資 比率
1	ダイワ・バリュー株・オープン・ マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券 -	52,179,944,526	1.08367 56,546,342,584	1.0874 56,740,471,677	- -	99.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.69%
合計	99.69%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(3) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) ダイワ・バリュー株・オープン・マザーファンド

(1) 純資産額計算書

平成 15 年 10 月 31 日

資産総額	64,977,659,689 円
負債総額	136,865,801 円
純資産総額 (-)	64,840,793,888 円
発行済数量	59,627,836,187 口
1 単位当たり純資産額 (/)	1.0874 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄(平成 15 年 10 月 31 日現在)

主要銘柄の明細

(単位:円)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率 償還期限	投資 比率
1	日本電信電話 日本	株式 情報 通信業	4,601	423,743 1,949,643,023	491,000 2,259,091,000	- -	3.48%
2	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	719,000	2,850 2,049,350,406	3,130 2,250,470,000	- -	3.47%
3	UF ホールディングス 日本	株式 銀行業	3,893	217,180 845,483,994	470,000 1,829,710,000	- -	2.82%
4	松下電器産業 日本	株式 電気機器	1,020,000	1,078 1,099,576,889	1,449 1,477,980,000	- -	2.28%
5	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,126,000	771 868,146,000	1,141 1,284,766,000	- -	1.98%
6	三菱東京フィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	1,550	484,284 750,640,911	790,000 1,224,500,000	- -	1.89%
7	住友金属鉱山 日本	株式 非鉄金属	1,580,000	398 628,840,000	754 1,191,320,000	- -	1.84%
8	日東電工 日本	株式 化学	201,000	3,120 627,120,000	5,770 1,159,770,000	- -	1.79%
9	三井物産 日本	株式 卸売業	1,384,000	608 841,472,000	800 1,107,200,000	- -	1.71%
10	新日本製鐵 日本	株式 鉄鋼	4,874,000	146 715,895,878	226 1,101,524,000	- -	1.70%
11	日立製作所 日本	株式 電気機器	1,580,000	455 719,977,445	646 1,020,680,000	- -	1.57%
12	三井住友海上火災保険 日本	株式 保険業	1,105,000	512 565,760,000	906 1,001,130,000	- -	1.54%
13	日興コーディアルグループ 日本	株式 証券、商品先 物取引業	1,675,000	362 606,350,000	593 993,275,000	- -	1.53%
14	京セラ 日本	株式 電気機器	145,200	5,849 849,411,378	6,620 961,224,000	- -	1.48%
15	キヤノン 日本	株式 電気機器	180,000	4,070 732,600,000	5,320 957,600,000	- -	1.48%
16	デンソー 日本	株式 輸送用機器	459,000	1,700 780,300,000	2,085 957,015,000	- -	1.48%
17	中部電力 日本	株式 電気・ガス業	422,000	2,185 922,172,598	2,205 930,510,000	- -	1.44%
18	リコー 日本	株式 電気機器	444,000	1,740 772,560,000	2,085 925,740,000	- -	1.43%

	銘柄名 地域	種類 業種	株数または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率 償還期限	投資 比率
19	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	236,000	4,399 1,038,369,142	3,890 918,040,000	- -	1.42%
20	大日本印刷 日本	株式 その他製品	531,000	1,184 628,704,000	1,698 901,638,000	- -	1.39%
21	大和ハウス工業 日本	株式 建設業	756,000	644 486,864,000	1,186 896,616,000	- -	1.38%
22	NTTドコモ 日本	株式 情報 通信業	3,500	241,187 844,155,756	238,000 833,000,000	- -	1.28%
23	丸井 日本	株式 小売業	577,900	984 568,762,448	1,396 806,748,400	- -	1.24%
24	シチズン時計 日本	株式 精密機器	893,000	600 535,800,000	901 804,593,000	- -	1.24%
25	日本通運 日本	株式 陸運業	1,414,000	484 684,376,000	496 701,344,000	- -	1.08%
26	TDK 日本	株式 電気機器	96,800	4,800 464,640,000	7,200 696,960,000	- -	1.07%
27	TBS 日本	株式 情報 通信業	392,600	1,386 544,336,875	1,761 691,368,600	- -	1.07%
28	TIS 日本	株式 情報 通信業	177,600	1,400 248,640,000	3,870 687,312,000	- -	1.06%
29	青山商事 日本	株式 小売業	331,400	1,595 528,725,744	2,040 676,056,000	- -	1.04%
30	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,361,000	315 428,715,000	491 668,251,000	- -	1.03%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.66%
合計	94.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
建設業	1.56%
食料品	0.52%
繊維製品	3.50%
パルプ・紙	0.40%
化学	7.84%
医薬品	1.58%
ゴム製品	0.39%
ガラス・土石製品	1.66%
鉄鋼	2.35%
非鉄金属	3.89%
金属製品	1.64%
機械	3.75%
電気機器	15.71%
輸送用機器	8.72%
精密機器	1.24%
その他製品	2.30%

業種	投資比率
電気・ガス業	1.44%
陸運業	1.08%
海運業	1.75%
倉庫・運輸関連業	0.99%
情報・通信業	8.67%
卸売業	5.05%
小売業	4.75%
銀行業	5.72%
証券、商品先物取引業	2.93%
保険業	1.54%
その他金融業	0.72%
不動産業	1.30%
サービス業	1.68%
合計	94.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

- (3) 投資不動産物件
該当事項はありません。
- (4) その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について
委託会社の名称、所在地を記載することがあります。
委託会社、当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
ファンドの形態等を記載することがあります。
図案を採用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙裏の記載について
次の事項を記載します。
当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- (3) 目論見書の冒頭の記載について
本有価証券届出書の本文第一部「証券情報」および同第二部「ファンド情報」の主要内容を要約または図表化したものならびに計算例を「目論見書の概要」または「ファンドの概要」として記載することがあります。
- (4) 要約目論見書の使用について
要約目論見書を本件届出の効力発生後に使用することがあります。
要約目論見書は、証券取引法第13条第3項および「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」第12条第1項第2号で準用される第12条第1項第1号ロに規定する書類として、以下にしたいが使用します。使用にあたっては、本件届出の効力発生後、効力発生の日付を記載します。
要約目論見書は、リーフレット、チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール（はがき、封書用）として使用するほか、新聞、雑誌、インターネット、電子媒体、書籍等に掲載することがあります。
要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピーおよびロゴマークを付加して使用することがあります。
当ファンドに関する下記の情報を、文章、数値、表、グラフ等で記載することがあります。なお、データは適宜、更新されます。
イ．基準価額（収益分配金修正後のものを含みます。以下同じ。）利回り、総収益、純資産総額、収益分配実績およびこれらの推移
ロ．当ファンドおよびベンチマークの直近1週間、1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、5年、設定来等の騰落率および累積リターン
ハ．当ファンドの投資対象の資産別構成、業種別構成、格付け構成、組入銘柄名（全部または一部）組入比率、組入銘柄数
次の趣旨の事項の全部または一部を記載することがあります。
イ．当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
ロ．投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
ハ．投資信託は、元本および利息の保証はありません。
ニ．投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
ホ．証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- (5) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用することがあります。
- (6) 前(3)の「目論見書の概要」の項または目論見書の巻末に、「用語のご説明」等のタイトル

で用語集を掲載することがあります。

- (7) 前(3)の「目論見書の概要」の項に、当ファンドの基準価額、純資産総額等の推移をグラフで表示する場合があります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

- (1) 名義書換えの手続き等

受益証券の名義書換手続きおよび無記名式から記名式へのまたは記名式から無記名式への変更は、委託会社の定める手続きにより行なうことができます。

名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換えの手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止されます。

名義書換手続きに関し、手数料は徴しません。

- (2) 受益者名簿

作成しません。

- (3) 受益者に対する特典

ありません。

- (4) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。